

が、若年層という考えでいいの。

A 松田 副町長

若年層とは、実際18才で入って間もない方。その方で約2千円のアップで、号給が上がるにつれて1500円とかに下がってゆくの、給料表の間差額の増減の対比で見ただけのことになると思う。

Q 明神 照男議員

人事院勧告なので上げる下げないで仕方がないという考え方で対応をしてきたと思う。

ただ、給料が上がれば国から町に来る金は多くなり、単純に良し悪しはいえないと思うが、執行部の考えは。

また、今、国からいつてくることは、田舎の人間としては怪しからんと思うことが多いのは、結果として地方が国のいいなりなっているからではないかと思う。更に、通勤手当の上げの基準は。

A 大西 町長

給料をいかに地域内で流通させるかは、大変重要な視点だ。東日本大震災以降の国家公務員の給与引き下げに伴い、当町も職員の給与の引き下げの条例改正の提案をしたが、6月議会では否決、9月に再提案となつた経緯がある。

以後、職員間の自発的な取り組みとして、町内商品券を大量に買い求め、給料の幾ばくかは町内に必ず還元するとの取組みが続いている。また、今、国は本気で地方

創生をやるうとしていて、

で、少なくとも地方創生にプラスの芽があるならば、そこに向けていかに地域内でお金が還流できるシステムを作っていくことに尽力していきたいと思つていてる。

それから、国の言いなりに、少なくとも当町はなつていない。是は是、非は非という姿勢で臨んでいるつもりだ。

通勤手当については、自動車等ということで、距離の配分、仕様で金額が違つている

Q 森 治史議員

今回、人事院勧告で、0・27%の給与上げで、来年27年4月からは2%の給与引き下げも同勧告で言われているとの説明だったが、この引き下げは4月1日からの実施か、段階的に下げるのか。

A 大西 町長

まず今回の人事院勧告に基づく提案は、おそらく景気回復に伴う民間賃金の上昇に伴つた勧告と思われる。

しかし、翌年度の分は、全体的な公務員給与の抑制となつているので、これから詳細の情報収集、検討協議の時間を頂きたいと考えている。

Q 矢野 昭三議員

給与条例の附則の中に、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。とあるが、この内容は。

また、合併当時、旧佐賀町と旧大方町との給与の差があったが、修正されているか。通勤距離60kmの問題、災害時、町民が困らないように運

用面での配慮、更に、憲法で定める住居は自由だが、そこには公共の福祉に差し障りがない場合についてとの文言があったと思うが、これについての考えは。

A 松田 副町長

町長の定めるところによる必要な調整とは、減給保障等を定めるものと理解している。

また、給料表は、規則、準則にのっとり統一している。そして、通勤手当の距離等も、現在の職員の距離に応じて準じており、通勤手当は、運用とかではなく、この条例に基づいて支給している。住居は限定できないので、個人の意思まかせになる。

黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部改正の国の人事院勧告に基づくもので、初任給調整手当を医療職俸給表の改定に合わせて、改正するもの。可決（全員）



ある日の本庁舎の窓口風景